

飯田市緑の基本計画の変更について（平成 26 年 5 月 26 日変更）

第 1 編 緑の基本計画に関する基本的事項

第 3 章 緑の機能と特性・個性

変更後	変更前
<p>2. 市域の緑の特性 (3) 歴史・文化 飯田古墳群や伊那郡衙と推定される恒川遺跡群、城跡、寺社仏閣といった歴史的建造物のほか、神々の里「遠山郷」の霜月祭り、江戸期から伝わる黒田人形、今田人形をはじめとして、古来より複雑な地形が育んだ地域固有の文化と風情が今に継承され、これらが豊かな自然と調和し、美しい文化的景観*が形成されています。</p>	<p>2. 市域の緑の特性（3 P） (3) 歴史・文化 神々の里「遠山郷」の霜月祭り、江戸期から伝わる黒田人形、今田人形をはじめとして、古来より複雑な地形が育んだ地域固有の文化と風情が今に継承され、これらが豊かな自然と調和し、美しい文化的景観*が形成されています。</p>

第 5 章 施策の推進に関する基本方針

変更後	変更前
<p>第 2 節 特性を生かした緑の育成 2. 緑と水辺の整備・保全 (6) 水循環の保全 水の循環は、自然の働きや先人の努力で長い時間をかけて守られてきました。私たちはこの命をつなぐ水という大切な財産を次世代に守り引き継いでいく責務を負っています。 今後もその環境を持続させていくため、保安林の指定や飯田市森林整備計画に基づく維持管理など、水資源の枯渇を防止し、水源地やその周辺での開発等を抑制するための措置を講じるなどの対策に努めます。</p> <p>4. 中心市街地の緑の育成 市街地は、昭和 22 年の大火によりその大半を焼失しましたが、寺社林など当時の遺産も数多く残されています。また、その後の整備と人々の努力により、裏界線をはじめ、りんご並木や大宮の桜並木は飯田の象徴となっています。 関係者との協議のうえ、次のとおり緑の育成を進めます。 (1) 緑のネットワーク（大宮桜並木～中央公園～りんご並木～扇町公園） りんご並木と大宮の桜並木は市の景観を代表する緑です。大火の教訓から防火帯として整備され、四季を感じさせる緑として市民に親しまれています。並木と交差する中央公園も、防火帯及び避難地としての機能を持つとともに、市民の憩い</p>	<p>第 2 節 特性を生かした緑の育成（7 P） 2. 緑と水辺の整備・保全 (6) 水循環の保全（8 P） 水の循環は、自然の働きや先人の努力で長い時間をかけて守られてきました。私たちはこの命をつなぐ水という大切な財産を次世代に守り引き継いでいく責務を負っています。 今後もその環境を持続させていくため、水資源の枯渇を防止し、水源地やその周辺での開発等を抑制するための措置を講じるなどの対策に努めます。</p> <p>4. 中心市街地の緑の育成（8 P） 市街地は、昭和 22 年の大火によりその大半を消失しましたが、寺社林など当時の遺産も数多く残されています。また、その後の整備と人々の努力により、裏界線をはじめ、りんご並木や大宮の桜並木は飯田の象徴となっています。 関係者との協議のうえ、次のとおり緑の育成を進めます。 (1) りんご並木・大宮桜並木 りんご並木と大宮の桜並木は市の景観を代表する緑です。<u>関係者の協力を得て、その整備と保全</u>に努めます。</p>

<p>の場として様々なイベント等に利用されています。並木の終端にあたる扇町公園は、併設した動物園が、近年の改修により多くの親子連れで賑わいを見せています。引き続き将来に向けた機能の充実や利活用を図り、一体的な緑のネットワークとしての形成に努めます。</p>	
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

第2編 緑の育成に関する事項

第1章 飯田市緑の基本計画（法定事項）

変更後	変更前
<p>第1節 緑地の保全及び緑化の目標（法第4条第2項第1号関係）</p> <p>市域景観の特徴である段丘の緑、寺社林、天竜川及びその支流の河川の緑、希少植物の群生している地域を保全地区として指定し保全するとともに、緑の少ない地区の緑化を進め、地域の特性に応じた緑豊かな都市環境の整備を進めます。</p> <p>またリニア駅北東側一帯に広がる恒川遺跡群は、周辺の歴史・文化資源と一体となった保存・活用を図るため、公園としての整備を検討します。</p> <p>第2節 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項（法第4条第2項第2号関係）</p> <p>1. 都市公園</p> <p>都市公園は、人々のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流空間など多様な機能を有する都市の基幹的な施設です。住民1人あたりの敷地面積15㎡を目標に整備を進めます。</p>	<p>第1節 緑地の保全及び緑化の目標（法第4条第2項第1号関係）（10P）</p> <p>市域景観の特徴である段丘の緑、寺社林、天竜川及びその支流の河川の緑、希少植物の群生している地域を保全地区として指定し保全するとともに、緑の少ない地区の緑化を進め、地域の特性に応じた緑豊かな都市環境の整備を進めます。</p> <p>第2節 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項（法第4条第2項第2号関係）</p> <p>1. 都市公園（10P）</p> <p>都市公園は、人々のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流空間など多様な機能を有する都市の基幹的な施設です。</p>

○その他の変更

- ・高齢化率の時点修正
- ・本編12～16ページ 都市公園等の一覧を平成26年4月1日現在に修正

<p>この変更之际、市が実施した手続きは次のとおりです。</p>	
<p>・平成26年2月27日～3月28日</p>	<p>パブリックコメント実施</p>
<p>・平成26年5月8日</p>	<p>土地利用計画審議会・都市計画審議会への諮問・答申</p>